

令和元年 6月27日 作成  
令和2年 1月 9日 一部追記  
令和2年 6月30日 一部改定  
令和3年 3月31日 一部改定  
令和4年10月 1日 一部改定  
令和4年12月27日 一部改定  
令和6年 3月11日 一部改定

「長崎県の営繕工事における週休2日促進工事試行要領」に関する補足資料

長崎県土木部建築課計画指導班

1. 公告、通知書及び現場説明書（要領6 対象工事である旨等の明示）の記載は別記1の記載例を参考にする。
2. 工事打合せ簿（要領7（1）①）の記載は別記2の記載例を参考に示す。
3. 現場閉所（現場休息）状況の確認（要領2及び7（1））は、別添資料を参考に実施工程表に追加記載するなどして行う。
4. 監督職員は毎月提出される工事月報に添付される実施工程表の他、施工中の施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所（現場休息）の実施状況を確認する。（要領7（1）②）
5. 工事成績評定における評価（要領7（4））は、R04-08060-02975（令和4年12月27日）の建築課長通知の別紙「営繕工事における週休2日工事の評価の運用の改定について（通知）」に従って評価を行う。また、この評価は令和4年10月1日以降に完成検査を行う工事から施行する。
6. 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）の労務費の補正（要領5（1））については、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和2年6月23日付け国営積第4号）を準用する。なお、とりこわし工事及び撤去工事（設備工事を含む）の場合は、「表A-2 建築工事の補正率」における仮設工事を準用する。

附則

この補足資料は、令和6年4月1日以降に起工する営繕工事から適用する。